

# 宮古市観光振興ビジョン

平成28年3月

宮古市

## ごあいさつ



宮古市は、宮古の観光振興を目的として、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする宮古市商業・観光振興ビジョンの策定を進めておりました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、宮古の観光を取り巻く状況は一変いたしました。

宮古市が活力に満ちた産業振興都市として継続的に発展していくためには、観光の振興と発展が不可欠です。

平成 23 年度に公表予定であった宮古市商業・観光振興ビジョンに、状況の変化と震災復興・再生を加えるとともに、観光が目指すべき方向を明確にし、官民が連携して賑わいのある宮古市をつくるため、現状に沿った新たなビジョンを策定いたしました。

ビジョンの実現には、市民の皆様や関係団体と行政の協力が重要となりますので、皆様の参画・協働をお願いいたします。

終わりに、観光振興ビジョンの策定にあたり、ご審議いただきました宮古市観光審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民等の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

宮古市長 山 本 正 徳

# 《 目 次 》

第1章 策定の趣旨 .....	- 4 -
1. ビジョン策定の目的.....	- 4 -
2. ビジョンの性格.....	- 4 -
3. ビジョンの目標年次.....	- 4 -
第2章 市の特性.....	- 5 -
1. 位置・自然条件.....	- 5 -
2. 気候.....	- 6 -
3. 人口.....	- 6 -
第3章 現状と課題 .....	- 7 -
1. 東日本大震災による観光施設等の被害状況.....	- 7 -
(1) 公設の施設等の被害状況.....	- 7 -
(2) 宿泊施設被害状況.....	- 7 -
2. 観光の現状.....	- 8 -
(1) 観光を取り巻く環境.....	- 8 -
(2) 国際観光の動向.....	- 10 -
(3) 日本人旅行者の動向.....	- 11 -
(4) 県内の観光の動向.....	- 14 -
(5) 宮古市の観光の動向.....	- 16 -
3. 観光の課題.....	- 21 -
(1) 受入体制の整備.....	- 21 -
(2) 地域観光資源の活用.....	- 22 -
(3) 観光情報の発信.....	- 22 -
第4章 観光の復興と振興の基本方向 .....	- 23 -
1. 基本方向.....	- 23 -
2. 施策の体系.....	- 24 -
3. 施策の概要.....	- 24 -
(1) 受入体制の整備.....	- 24 -
(2) 地域観光資源の活用.....	- 25 -
(3) 観光情報の発信.....	- 25 -
4. コアプロジェクトの概要.....	- 27 -
(1) 受入体制の整備.....	- 27 -
(2) 地域観光資源の活用.....	- 28 -
(3) 観光情報の発信.....	- 29 -

5. 計画推進のスケジュール等 .....	- 30 -
(1) 施策の目標.....	- 30 -
(2) スケジュール .....	- 31 -
6. 計画推進のための関係団体との協働 .....	- 31 -
資料編.....	- 31 -
■ 宮古市観光審議会について .....	- 31 -
1 宮古市観光審議会開催状況.....	- 31 -
2 宮古市観光審議会委員名簿.....	- 31 -
3 宮古市観光審議会に関する条例.....	- 31 -

# 第1章 策定の趣旨

## 1. ビジョン策定の目的

宮古市が活力に満ちた産業振興都市として継続的に発展していくためには、観光の発展が不可欠です。東日本大震災では、多くの観光施設が甚大な被害を被り、市の経済は大きな打撃を受け、観光事業者を取り巻く環境は、厳しさを増しています。

また、近年、観光旅行ニーズは、画一化した旅行から目的性、テーマ性の高い旅行へと変化し、旅行形態も団体型から小グループ型などに移行しつつあり、加えて観光客の来訪は減少傾向が続いています。

本ビジョンは、東日本大震災後の状況の変化と震災復興・再生を加え観光が目指すべき方向を明確にし、官民が連携して賑わいのある宮古市をつくるため策定するものです。

## 2. ビジョンの性格

宮古市観光振興ビジョンは、新たな宮古市総合計画並びに宮古市産業立市ビジョンにおける観光分野の個別計画に位置付けられるもので、観光振興の取り組みの基本的な方針を示すものです。

## 3. ビジョンの目標年次

宮古市観光振興ビジョンは、平成28年度を初年度とし、平成31年度を目標年次とする4ヶ年計画とします。

## 第2章 市の特性

### 1. 位置・自然条件

宮古市は岩手県の沿岸部、三陸海岸のほぼ中央に位置し、西側は盛岡市、南側は花巻市、遠野市、山田町、北側は岩泉町にそれぞれ接しています。

市の東部は太平洋に面し、当市より北は、典型的な隆起海岸で、海食崖や海岸段丘が発達しており、南側は北上高地の裾野が沈水してできたリアス海岸で、南北で対照的な景観を見せ、入江と岬が交互に続く起伏に富んだ美しく壮大な景観は国立公園に指定され、多くの観光客が訪れます。

東日本大震災後、この国立公園を含む区域は、平成 25 年 5 月 24 日に「三陸復興国立公園」として国の指定を受け、また、平成 25 年 9 月 24 日には「三陸ジオパーク」として、日本ジオパークの認定を受けました。

この沖合は、南からの黒潮と北からの親潮、そして津軽海峡から沿岸を南下してくる津軽暖流の三つの海流が複雑に交じり合う海域が広がっています。

1 年を通じて豊富な魚種に恵まれることから、世界有数の漁場のひとつに数えられ、「三陸漁場」と呼ばれています。

陸地に目を向けると、東は本州最東端の地「鮭ヶ崎」を有する重茂半島があり、くさび形に切り込んだ宮古湾に閉伊川が流れ込み、下流部一帯は市の中心地として市街地を形成しています。この平地を囲むように標高 1 千メートルを超える急峻な山々と丘陵地からなる広大な北上山地が北、西、南の三方に広がっています。

北上山地の最高峰である早池峰山とその一帯は、高山植物の宝庫として国定公園に指定されています。

区界高原と早池峰を水源の一つとする閉伊川は、深山から流れ出す清水と養分を集めて宮古湾へと流れ下ります。

市の総面積は、約 1,260 平方キロメートルで、岩手県の総面積の約 8.2%を占めています。そのうちの約 92%は森林で、平地は閉伊川などの河口付近と各河川流域の一部に点在しています。

#### 【面積】

単位：km<sup>2</sup>

総面積	宮古地区	田老地区	新里地区	川井地区
1,259.89	339.48	101.05	256.29	563.07

資料：宮古市の統計

## 2. 気候

市の東側、沿岸部は東北太平洋沿岸特有の気候で、夏は冷涼な北東風（やませ）の影響を受けやすく、冬は北上山地が雪雲を遮るため日照時間が長く温暖で乾燥します。

西側は標高が高く内陸性気候を帯び、1年を通じて冷涼で、冬は積雪が多くなります。

## 3. 人口

市の人口は、平成 22 年の国勢調査で 59,430 人、地区ごとの内訳では、宮古地区 49,145 人、田老地区 4,302 人、新里地区 3,073 人、川井地区 2,910 人となっています。

世帯数は 22,509 世帯で、地区ごとの内訳では、宮古地区 18,806 世帯、田老地区 1,467 世帯、新里地区 1,105 世帯、川井地区 1,131 世帯となっています。

年齢構成では 60 代が最も多く 16.18%、次いで 50 代が 14.31%、その次が 70 代で 14.14%となっています。

人口動態は、自然動態（出生と死亡）、社会動態（転入と転出）ともに、それぞれ死亡が出生を、転出が転入を上回り、減少となっています。

【年齢別人口】

単位：人

年齢別	平成22年 国勢調査			
	男	女	計	割合
10歳未満	2,283	2,191	4,474	7.53%
10代	2,681	2,578	5,259	8.85%
20代	2,169	2,129	4,298	7.23%
30代	3,207	3,131	6,338	10.66%
40代	3,619	3,380	6,999	11.78%
50代	4,196	4,311	8,507	14.31%
60代	4,591	5,023	9,614	16.18%
70代	3,626	4,780	8,406	14.14%
80代	1,593	3,030	4,623	7.78%
90代	185	649	834	1.40%
100歳以上	4	29	33	0.06%
不詳	37	8	45	0.08%
総数	28,191	31,239	59,430	100.00%

### 第3章 現状と課題

#### 1. 東日本大震災による観光施設等の被害状況

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波被害により、これまでに類を見ない規模で甚大な被害を受けました。

被害状況は以下のとおりです。

##### (1) 公設の施設等の被害状況

地区	被害施設名	被害額（千円）	設置主体	備考
出崎埠頭	宮古市広域総合交流促進施設 (シートピアなあと)	1,000,000	宮古市	平成25年復旧
浄土ヶ浜	浄土ヶ浜レストハウス	500,000	宮古市	平成24年復旧
	レストハウス前トイレ	40,000	宮古市	平成26年復旧
	マリンハウス前トイレ	40,000	環境省	平成24年復旧
	砥石浜休憩棟・トイレ	50,000	環境省	砥石浜休憩棟 平成27年復旧
崎 山	女遊戸海水浴場トイレ	40,000	岩手県	
重 茂	姉吉キャンプ場	100,000	宮古市	平成27年度復旧
田 老	前須賀海水浴場シャワー棟	40,000	宮古市	
	前須賀海水浴場トイレ	40,000	宮古市	
	小港海水浴場トイレ	40,000	宮古市	
	沢尻・原下東屋、トイレ等	116,000	岩手県	
	沼の浜キャンプ場	510,000	岩手県	
	自然歩道	8,602,000	岩手県	
	合計	11,118,000		

※宮古市の管理する観光施設等を記載

##### (2) 宿泊施設被害状況

	宿泊施設	被災無	被災あり	備考
宮古地区	35	5	30	
田老地区	7	1	6	
新里地区	3	3	0	
川井地区	2	2	0	
計	47	11	36	



## 2. 観光の現状

### (1) 観光を取り巻く環境

#### ①交通環境の変化

旅行者が当市を来訪する場合の交通手段は、バスや乗用車などのほか鉄道の利用が主体となりますが、東日本大震災以降の道路整備など、この移動手段に大きな変化があります。

復興道路として三陸沿岸道路、復興支援道路として宮古盛岡横断道路が整備中であり、また、国道 340 号立丸峠トンネルの整備が平成 30 年度完成を目途に決定し、遠野市や平泉町など内陸からの誘客にも期待が持てるようになります。

バスや乗用車の利用環境においては、東京と大阪の近郊を除く全国的高速道路での ETC 搭載車の高速道路料金割引制度が実施されています。

鉄道においては、平成 22 年 12 月 4 日に東北新幹線が新青森駅まで延伸され、全線開通となり、平成 28 年 3 月には北海道新幹線が開通予定で、路線は、函館まで延伸されることとなります。JR サービスの充実の一方で、北海道への交流人口の流出で、市への重要な経由地である盛岡市を通じての入込客が減少することが危惧されます。

JR 東日本では新車両「はやぶさ」に飛行機のファーストクラスにあたる最上級「グランクラス」のサービスを導入し、秋田新幹線乗り入れの「こまち」に新型車両「スーパーこまち」を導入するなど誘客に力を入れています。

北海道室蘭市間のカーフェリー定期航路運用が決定し、平成 30 年度の運用開始が見込まれています。官民が連携し、旅行業者に対し商品造成を依頼するとともに、気運の醸成を図るための事業を実施しました。

宮古市田老地区では道の駅たろうの移転を計画しています。新たな道の駅は田老地区の中心で、三陸沿岸道路の田老第 1 インターチェンジと、田老第 2 インターチェンジとの間に位置し、休憩施設、三陸ジオパークと三陸復興国立公園全体の情報発信拠点、経済活動拠点としての機能が見込まれています。

#### ②旅行ニーズの多様化

観光立国推進基本法（平成 18 年 12 月法律第 117 号）では、「国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等

の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。」と分析しています。

その変化は、体験・学習・交流の要素を取り入れながら目的や動機を限定した観光を生み出しています。

最近では自然環境や歴史・文化の保全への取り組みを体験するエコツーリズムや、自然の多様性や環境を活用し、スポーツを通じて観光客の誘客を図るスポーツツーリズム、地球科学的な現象に対して興味や関心を持ち、知識や理解の獲得を目指すジオツーリズムなど多様化しており、増加する旅行者のニーズに対応した新たな切り口の観光が注目されています。

### ③ 休日の分散化

国では平成22年6月18日に閣議決定した「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、休暇取得の分散化等の検討をうたっています。

これは国内旅行が約20兆円規模の市場でありながら、休日が集中しているため繁閑の差が大きく、需要がゴールデンウィークや年末年始の一定期間に集中する結果、顕在化しない内需が多いためとして、休暇取得の分散化などにより国内の観光需要の顕在化等の観光政策を推進し、地域を支える観光産業を育て、新しい雇用と需要を生み出すためのものとしています。

### ④ 国際観光の振興

「観光立国推進基本法」の基本的施策の中に、外国人観光客の来訪の促進など、国際観光の振興があげられています。

また、前述の新成長戦略の中でも2020年初めまでに訪日外国人を2,500万人とする目標を打ち出すなど、外国人観光客の誘客を積極的に行う取り組みを示しています。

## (2) 国際観光の動向

UNWTO（世界観光機関）によると、平成 26 年の世界全体の観光客数は、厳しい世界経済にもかかわらず前年比 4.7%の増加となり、11 億 3,800 万人となりました。

SARS が猛威を振るった平成 15 年と、世界的な不況や新型インフルエンザの流行した平成 21 年には、国際観光客の数は鈍化しましたが、一貫して増加傾向にあります。

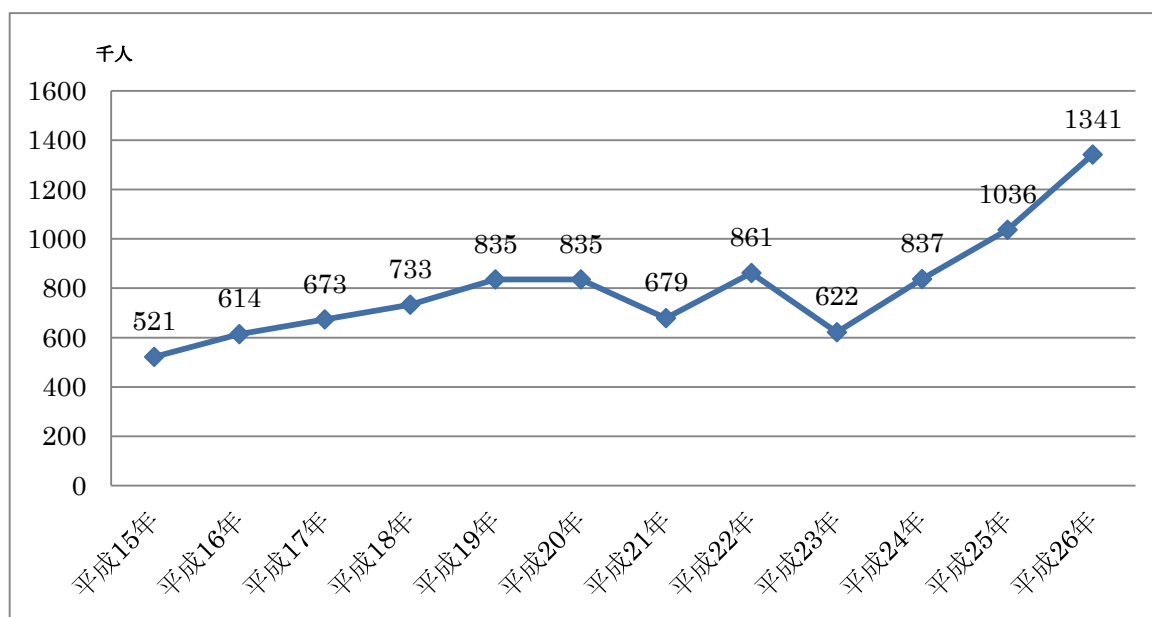
地域別で見ると、平成 26 年の国際観光客受入数の割合は、欧州が 52%、アジア太平洋地域が 23%で欧州に次ぐ規模となっています。

アジア地域では、中国への外国人旅行者数が最も多く、平成 25 年の調査では 5,769 万人で、日本はアジアで 8 番目の 1,036 万人となっています。

日本への国際観光客は、平成 23 年の震災の影響で落ち込みましたが、平成 26 年は 1,341 万人となり、震災前の平成 22 年の 861 万人との比較では、480 万人、55.75%の増加となっています。

【訪日外国人旅行者数の推移】

単位：万人



資料：平成 27 年版観光白書

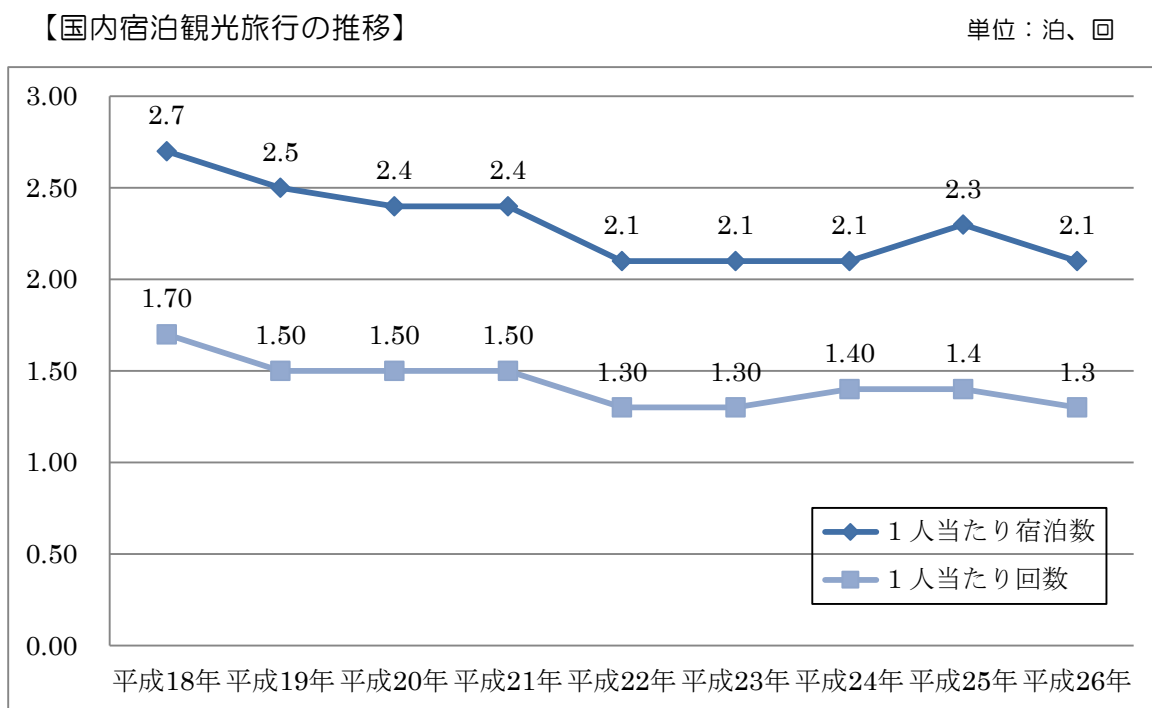
### (3) 日本人旅行者の動向

#### ①国内旅行の動向

日本人の国内観光旅行者数は、平成 26 年日帰り旅行については延べ 3 億 771 万人で、前年比 0.9%の減少、震災前の平成 22 年との比較で 0.6%の減少となっており、震災の影響で落ち込んだ旅行者数は、震災前までの旅行者数に回復しました。

また、宿泊旅行については、平成 26 年では延べ 3 億 0,499 万人で、前年比 4.8%の減少、震災前の平成 22 年との比較でも 4.3%の増加と、震災前の水準を上回っています。

平成 26 年における国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数は、1.3 回と推計され、対前年度比で 7.1%減となっています。また、国民一人当たりの国内観光宿泊数は、2.1 泊と推計され、対前年度比 6.3%減となっています。国民一人当たりの国内旅行の回数と宿泊数は、平成 18 年以後は減少していましたが、平成 26 年度は平成 22 年度と同水準まで回復しています。



資料：平成 27 年版観光白書

国民の宿泊旅行参加率は平成 6 年の 70.8%が最高で、それ以後は減少傾向です。

また、宿泊旅行回数は、平成 6 年度の 2.4 回が最高でした。

リクルートの「宿泊旅行調査 2014」では、旅行の同行者は、家族が一番多く 58.2%、

次いで友人・知人が 21.0%となり、職場や学校での参加者は 4.4%となっています。

また、旅行同行者別では、一人旅が 15.9%、夫婦・恋人との旅行が 31.8%、友人との旅行が 13.9%となっており、小人数での旅行が全体の 61.6%を占めています。

財団法人経済広報センタの「観光に関する意識・実態調査報告書」では、国内観光地を選ぶ決め手としては、複数回答で、「自然の豊かさ」が 58%、「歴史・文化」が 50%、「観光地およびそこまでのインフラの充実」が 45%、「宿泊施設」が 45%、「食事の魅力」が 44%、「温泉施設」が 42%と高い割合を占めています。

旅行にあたって参考にする情報は、複数回答で、インターネットが 84%、旅行情報誌・ガイドブックが 58%、旅行代理店窓口・パンフレットが 31%となっており、インターネットを利用した情報収集が突出しています。

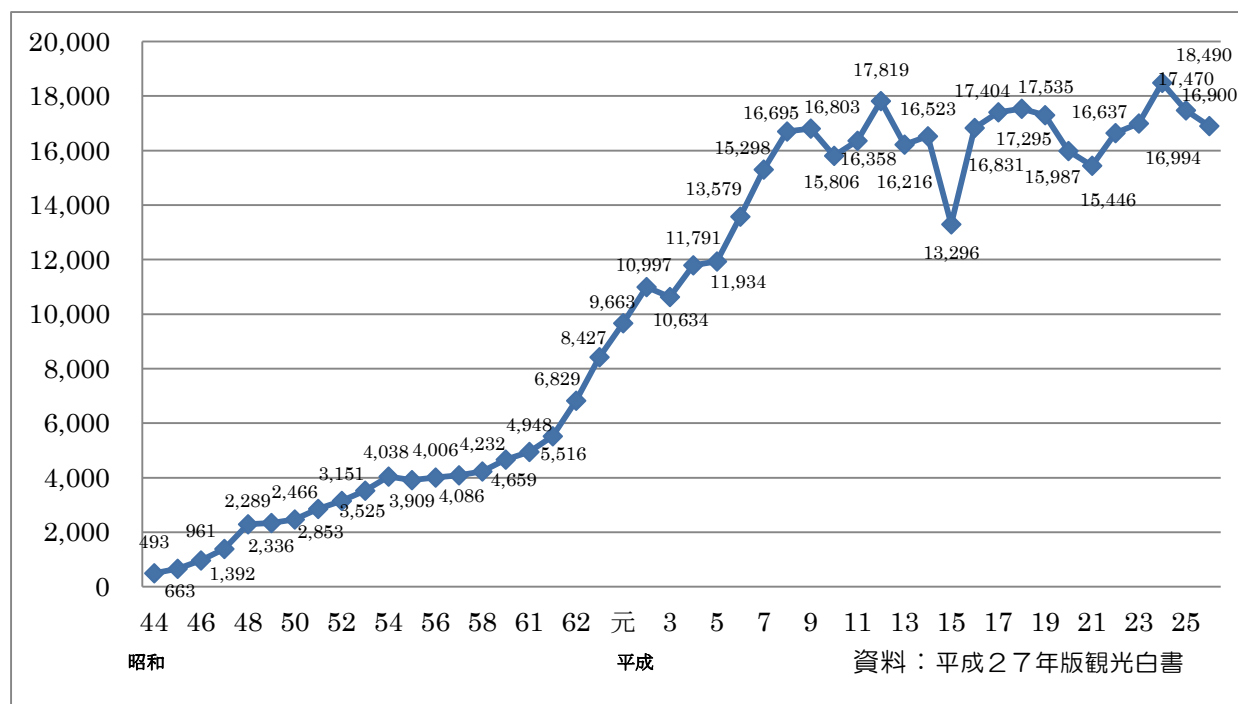
また、割合はそれぞれ 30%を超えており、複数の情報を参考にしていることが伺えます。

## ②海外旅行の動向

平成 26 年度の日本人海外旅行者数は約 1,690 万人で、前年比 3.3%の減少となりました。国際観光の動向と同様に、SARS が猛威を振るった平成 15 年と、世界的な不況や新型インフルエンザの流行した平成 21 年には、旅行者は減少していますが、平成 24 年度以降減少傾向にあります。これは円安により現地での買い物も含めた旅行代金が上昇したことによる割高感などによるものと考えられます。

【日本人の海外旅行者数の推移】

単位：千人



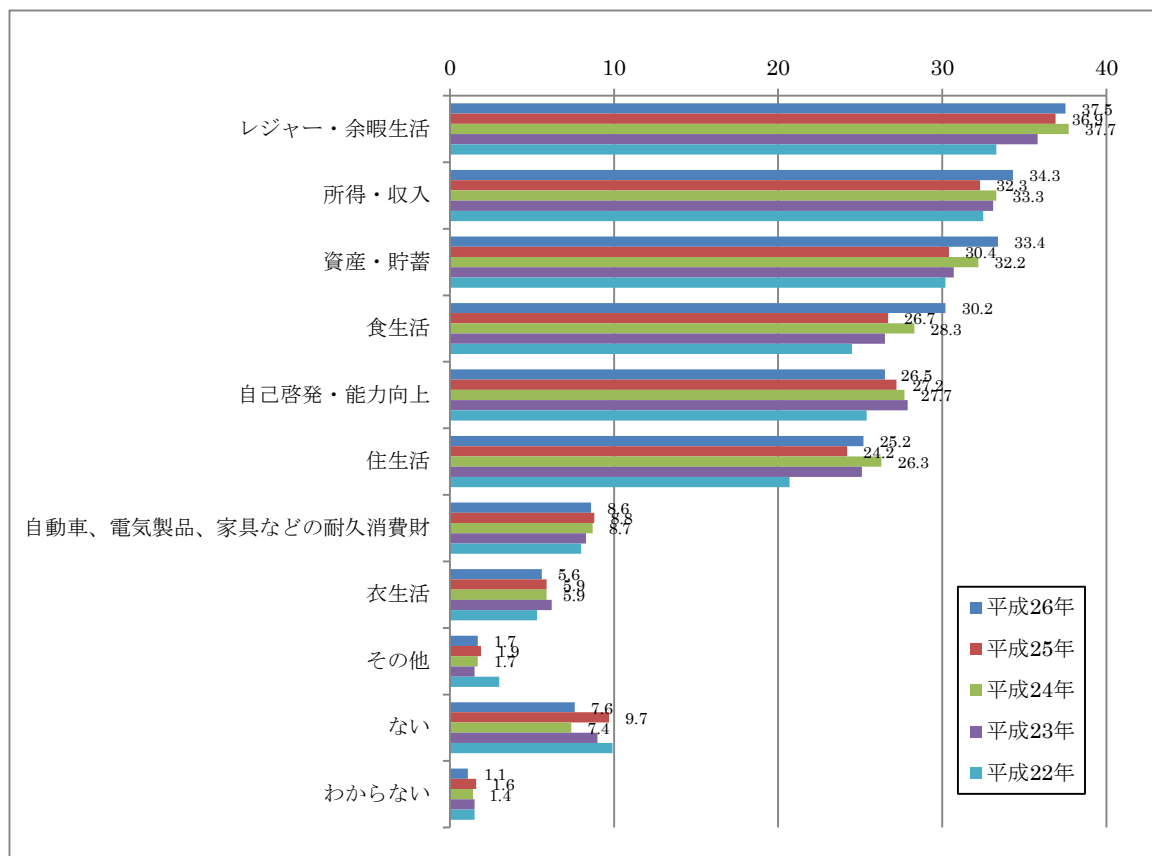
### ③旅行に関する意識

国民生活に関する世論調査では、今後の生活において、特にどのような面に力を入れたいかという「今後の生活の力点」の中で、「レジャー・余暇生活」を挙げた者の割合が37.5%と最も高く、以下、「所得・収入」(34.3%)、「資産・貯蓄」(33.4%)などの順となっています。

過去の調査結果と比較して見ると、「レジャー・余暇生活」を挙げた者の割合が、東日本大震災以降35.8%から37.5%へと上昇しており、一方、所得・収入や資産・貯蓄など、物質的な豊かさを求める割合も増加していることから、レジャー・余暇活動で心の豊かさを求めつつ、資産形成もしっかり行いたいという意識がうかがえます。

【国民生活に関する世論調査（今後の生活の力点）】

単位：%



資料：平成26年版 国民生活に関する世論調査

#### (4) 県内の観光の動向

##### ①観光客入込数

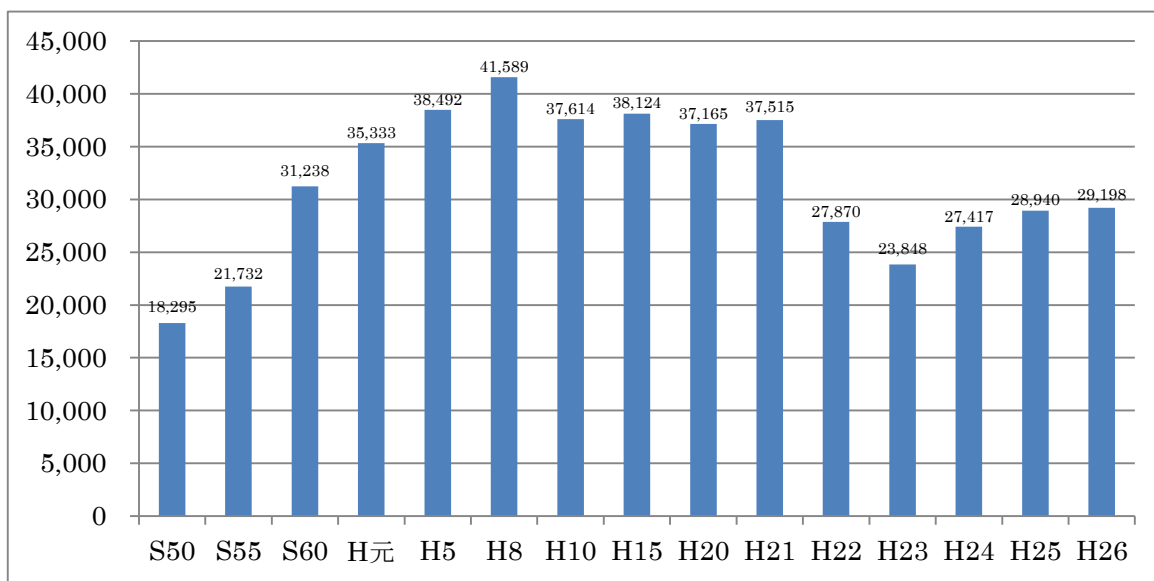
岩手県内の観光客入込数は、東日本大震災の影響で、平成 23 年度には 2,384 万人と前年から 14.4%の減少となりました。

平成 24 年度には、いわてデスティネーションキャンペーンなどにより 15.0%増加し 2,741 万人、平成 26 年度は 29,196 万人と、震災前の水準まで回復しました。

宮古市を含む沿岸エリアの入り込み数をみると、震災後の平成 23 年度は、151 万人に対し平成 26 年度は 442 万人と 292.7%の増加となったものの、平成 22 年度の 529 万人との比較では、16.4%の減少となっており、東日本大震災の観光面に対する影響が大きく残っています。

【年度別観光客入込数/岩手県】

単位：千人

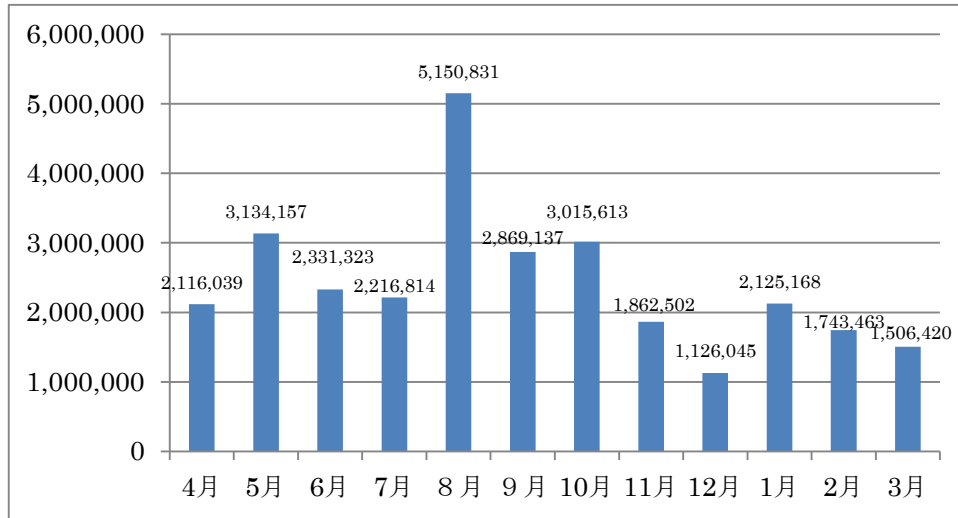


資料：平成 26 年版岩手県観光統計概要

岩手県の平成26年度の月別の観光客入込数の最高は、8月の515万人で、過去3年間の観光客入込数の傾向を見ても、8月の入込数が最も多くなっています。

【月別観光客入込数/岩手県（平成26年度）】

単位：人



資料：平成26年版岩手県観光統計概要

【月別入込数/岩手県】

単位：人

		7月	8月	9月	年合計
岩手県	H26	2,216,814 (7.6%)	5,150,831 (17.6%)	2,869,137 (9.8%)	29,197,512 (100.0%)
	H25	2,362,283 (8.2%)	5,464,463 (18.9%)	2,741,405 (9.5%)	28,939,956 (100.0%)
	H24	2,266,507 (8.3%)	4,762,832 (17.4%)	2,667,807 (9.7%)	27,417,203 (100.0%)
	H23	1,994,304 (8.4%)	4,549,001 (19.1%)	2,291,352 (9.6%)	23,848,698 (100.0%)
	H22	2,477,763 (8.9%)	5,421,121 (19.5%)	3,088,855 (11.1%)	27,870,165 (100.0%)
	H21	3,373,555 (9.0%)	5,575,300 (14.9%)	4,071,748 (10.9%)	37,515,159 (100.0%)

資料：平成26年版岩手県観光統計概要



## (5) 宮古市の観光の動向

### ①観光客入込数

本市の観光客入込数は、平成4年の275万2千人を最高に220万人以上で継続していましたが、平成14年に200万人台となりそれ以降は大きく減少しています。

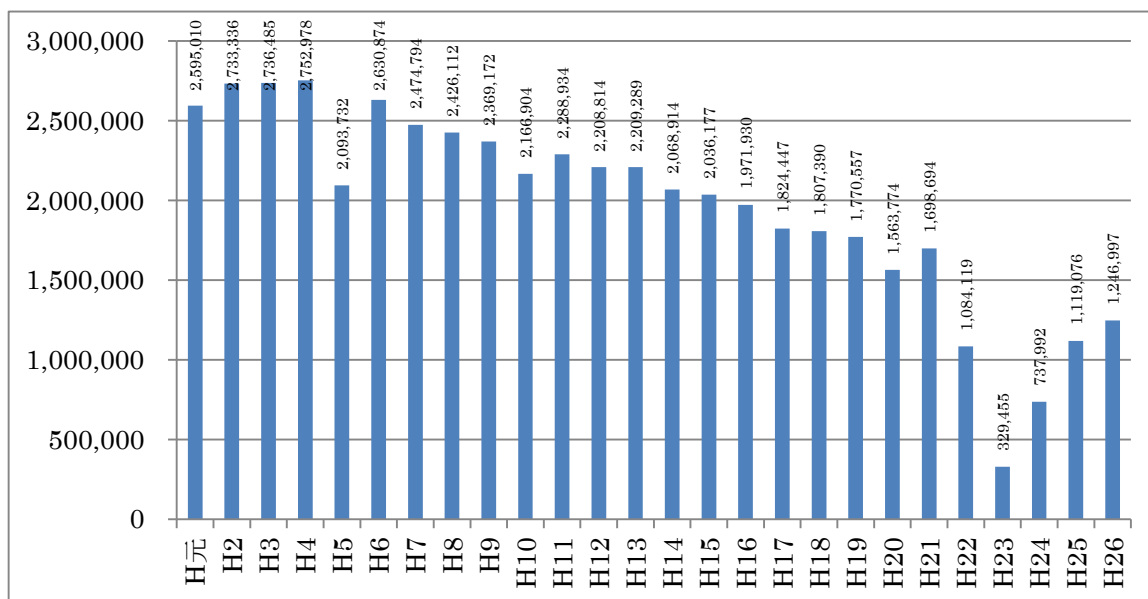
平成4年のピーク時と平成21年を比較すると約105万人、約38.3%の減少となっています。

入込数が減少している主な理由は、国内旅行者数の減少の影響を受けるなかで、他の観光地との差別化ができなかったことが考えられます。

平成22年度以降の観光客入り込み数は、108万4千人、震災後の平成23年度は32万9千人、平成24年度は73万7千人、平成25年度は111万9千人、平成26年度は124万6千人となっています。平成23年度は、震災の影響により観光客入り込み数は前年比69.6%の減少となりましたが、全国放送の番組や三陸鉄道の全線開通などの効果により平成22年度を超えるくらいまで回復しています。

【年度別観光客入込数/宮古市】

単位：人



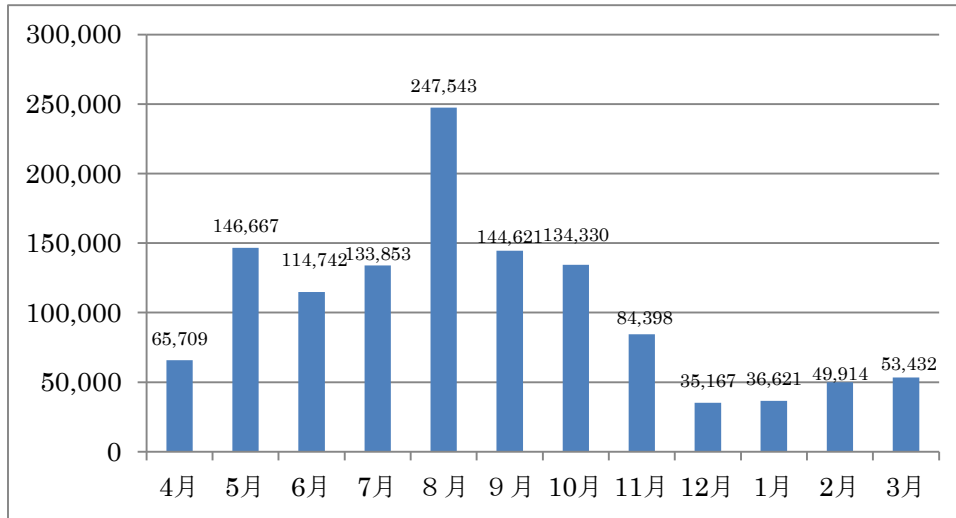
資料：平成26年版岩手県観光統計概要

※観光庁が平成21年12月に策定した「観光入込客統計に関する共通基準」により、全国共通の調査が可能となった反面、共通基準導入前との比較ができなくなりました。岩手県の共通基準の導入は平成22年度からであるので、平成21年度以前と平成22年度以後の集計方法が異なり、単純な比較ができなくなっています。

本市の平成26年度の月別の観光客入込数の最高は、8月の24万7千人で、過去3年間の観光客入込数の傾向を見ても、8月から10月の時期が入込数が最も多くなっています。

【月別観光客入込数/宮古市（平成26年度）】

単位：人



資料：平成26年版岩手県観光統計概要

【月別入込数/宮古市】

単位：人

		7月	8月	9月	10月	年合計
宮古市	H26	133,853 (10.7%)	247,543 (19.9%)	144,621 (11.6%)	134,330 (10.8%)	1,246,997 (100.0%)
	H25	127,122 (11.4%)	256,514 (22.9%)	138,216 (12.4%)	114,188 (10.2%)	1,119,076 (100.0%)
	H24	82,023 (11.1%)	153,793 (20.8%)	82,775 (11.2%)	65,503 (8.9%)	737,992 (100.0%)
	H23	22,529 (6.8%)	33,262 (10.1%)	42,940 (13.0%)	39,514 (12.0%)	329,455 (100.0%)
	H22	106,592 (9.8%)	182,457 (16.8%)	104,846 (9.7%)	134,042 (12.4%)	1,084,119 (100.0%)
	H21	189,642 (11.2%)	217,739 (12.8%)	247,185 (14.6%)	179,301 (10.6%)	1,698,694 (100.0%)

資料：平成26年版岩手県観光統計概要

## ②受入施設の状況

本市は、市町村合併により岩手県一広大な面積を有し、数多くの観光施設を保有しています。

しかしながら、東日本大震災により、沿岸部の施設は被災し、周辺インフラ整備との整合性を図るため現在も復旧の見通しがつかない状態の施設も存在しています。

そのような中、浄土ヶ浜レストハウスは、平成 24 年 7 月 21 日にいち早く復旧し、併せて浄土ヶ浜海水浴場も開設するなど、宮古市を代表する景勝地への誘客が可能となりました。

特にも、浄土ヶ浜は、環境省の直轄整備により、海岸歩道をはじめ、トイレ、駐車場、園地内標識などの整備が随時行われており、誰もが使いやすいバリアフリーの環境整備が進んでいます。

平成 25 年 7 月には、宮古市広域総合交流促進施設（シートピアなあと）が復旧し、多くの市民や観光客の交流の場として活動を再開しました。

既存の施設では、観光客の受入施設として、平成 19 年度に宮古駅前総合観光案内所を建替え、観光客の利便性の向上に努めています。

浄土ヶ浜地区では、平成 21 年度に環境省により浄土ヶ浜ビジターセンターが整備され、浄土ヶ浜をはじめ、三陸復興国立公園の窓口として、案内解説や情報発信に努めています。

このほか昭和 61 年 4 月に開館した県立水産科学館や、震災の 4 ヶ月後の 7 月に被災を免れた遊覧船 1 隻で営業を開始した浄土ヶ浜遊覧船、同日に営業を再開した小型船による「青の洞窟」ツアーが人気のマリnhaus等があります。

浄土ヶ浜地区は、宮古市の観光の中心となっています。

田老地区では、景勝地三王岩周辺の遊歩道が震災により損壊し、現在、通行止めになっております。

三王岩の周辺施設として、平成 7 年に閉鎖された国民宿舎三王閣を解体し、その跡地を整備する事業を実施し、平成 26 年 8 月に展望台等の整備が終了しました。

新里地区では、オートキャンプ場、交流施設等を併設したリバーパークにいさとがあり、閉伊川川下り大会をはじめとする川の体験の会場となっています。

また、源兵衛平高原は貴重な動植物が生息する自然と、解放感のある眺望が楽しめます。

川井地区では、山の恵みとともに生活してきた川井地域を紹介する北上山地民俗資料館や薬師塗漆工芸館のほか、早池峰山麓にあるタイムグラ地区には宿泊施設の早池峰山荘やバンガロー村、キャンプ場が整備され早池峰登山や溪流釣りなどに利用されています。

また、木の博物館など森の体験ができる環境も整備されています。

旧宮古市、田老町、川井村にはそれぞれの管内に「道の駅」が整備されていたことから、現在の宮古市は管内に4か所の「道の駅」が設置されています。

当市への車でのお客者に対し、これらの道の駅において休憩機能や、地域の文化、歴史、名所などの情報を提供するほか、地域の特産物などを販売しています。

### ③宮古市の取り組み

平成19年に「もてなし交流観光都市・宮古」を宣言し、市民のおもてなし意識の向上を図るため「もてなし観光・文化検定」を実施し、平成20年度からは市民からの提案による協働事業を行っています。

観光客の誘客活動では、三陸鉄道北リアス線とJR山田線の新たな魅力の発見と情報を発信するため、平成19年度から「みやこ夢レール創造事業」を行うとともに、観光団体の活動や各種イベントを支援しています。

また、旅行雑誌社への情報提供、各地の観光施設や問合せ等に対する観光パンフレット等の提供とともに、観光協会と連携してインターネットでの情報提供を行い誘客を図っています。

自然公園施設の維持・管理では、三陸復興国立公園のほぼ中心に位置し、環境省により設置された浄土ヶ浜ビジターセンターの運営に携わるとともに、三王・真崎地区、姉ヶ崎地区、浄土ヶ浜地区、重茂半島などにおいて国立公園区域の環境保全と来訪者の利便性の向上、安全の確保に努めています。

また、同様に早池峰国立公園においても花巻市、遠野市と連携しながら環境保全と来訪者の利便性の向上、安全の確保に努めています。

平成22年度からは、恵まれた自然環境を活用した体験交流型の観光を推進するため、森・川・海体験交流事業を実施し、既存の体験型プログラムの検証を行うとともに、体験型観光実践者の連絡会を組織し、相互の情報交換や研修活動を支援する体制づくりを行っています。

東日本大震災により、宮古地区、田老地区の沿岸部の多くの観光施設が被災し、現在も周辺インフラ整備が整わないことから再開できない海水浴場などの施設もあり

ますが、今後の利活用の方法を検討しながら復旧に努めています。

また、観光客誘客のための新たな取り組みとして、エコツーリズムをはじめとする体験型観光への取り組みと、津波遺構や震災の記憶の伝承として、防災ガイドへの取り組みについても支援しています。

### 3. 観光の課題

東日本大震災の被害状況と観光の現状を踏まえ、宮古市の観光の復興と振興のために、次の課題の解決を目指します。

#### (1) 受入体制の整備

##### ①施設の整備復旧

- 被災した観光施設などの早期復旧を図り、豊かな地域資源が総合的に結びついた安全で魅力ある観光地として、復興・再生を図る必要があります。
- 浄土ヶ浜地区ではレストハウスや海岸歩道の復旧、海水浴場が再開しましたが、海水浴シーズンなど繁忙期には駐車場が不足し、車両の混雑を解消できない状況です。
  - ・また、環境省では浄土ヶ浜園地内の遊歩道などの再整備を実施しており、環境省の整備に歩調を合わせて地区内のより一層の利便性と安全性の向上を図り、来訪者を迎える周辺景観を整備する必要があります。
- 市への来訪においては、主たる経由地となる盛岡市からの移動に概ね2時間を要することから、この時間や距離が旅行計画の費用や日程の面で負担となり、当市への来訪の敬遠要因となる場合もあります。
  - ・特に最近では旅行にかかる費用や日数を減らして短い旅行に移行する傾向があることから、盛岡市からの移動行程の中に観光スポットを設けるなど、既存施設の活用や新たな観光資源の掘り起こしに取り組む必要があります。
  - ・また、盛岡・宮古間は車での移動が主体となることから、快適な移動を提供するための休憩機能を整備する必要があります。

##### ②受入体制づくり

- 震災の影響により宿泊施設や交通機関も被害を受け、観光客の受け入れ体制が脆弱化したことから、観光関係者との連携を強化し、官民一体となって受入体制を再構築する必要があります。
- 全国的に旅行の回数と宿泊数が減少しているなか、従来型の「見る観光」では同じような景勝地を持つ他の観光地との差別化が難しいことから、誘客する対象を明確にし、地域の特産物や料理を活用した取り組みをさらに推進して、市の独自性を高めていく必要があります。

## (2) 地域観光資源の活用

### ①既存資源の活用

■震災により被災し現在活用できない観光資源に代わるものとして、また震災前の観光客数を回復するため、従前の地域観光資源の活用に加え、新たな観光資源の創出に取り組む必要があります。

### ②新たな観光資源の掘起し

■体験型観光においては、体験活動を実践している団体間が連携して取り組む例はあまりありません。

- ・体験実践団体が個々に活動を行うだけでは取り込める観光客の数にも限りがあり、恵まれた自然環境を活用した体験交流型観光の推進により誘客数を伸ばしていくためには、複数の体験を組み合わせたプログラムなどを開発する必要があります。
- ・また、個人や小グループから団体までを受け入れることができるように、実践団体と宿泊施設などの連携・調整機能の充実を図り、受入能力を向上させる必要があります。

■旅行先での体験や印象は旅行者の記憶に強く残り、再訪のきっかけとなることから、より多くの市民に暖かいおもてなしの心を浸透させるとともに、おもてなし意識の向上を図る必要があります。

## (3) 観光情報の発信

### ①宮古市の魅力の発信

■震災の発生により、首都圏等では浄土ヶ浜をはじめとする景勝地を観光できないのではないかと、宿泊施設等が事業再開していないので宿泊をすることができないのではないかとといった風評が流れています。誘客を図るため震災の影響による風評被害を最小限にとどめ、正確な情報を発信する必要があります。

### ②広域連携した情報発信

■平成 25 年 5 月の三陸復興国立公園の指定や、同年 9 月の三陸ジオパークの認定など、三陸沿岸市町村と協力し広域的な誘客を図る必要があります。

■世界文化遺産に登録された平泉町中尊寺など内陸からの誘客を図るため、交通経路にあたる市町村との連携や、新たに登録された釜石市橋野鉄鉱山を含め魅力ある三陸海岸を PR するため、沿岸市町村と連携して取り組む必要があります。

## 第4章 観光の復興と振興の基本方向

### 1. 基本方向

本市は、東日本大震災により被災した観光施設などの早期復旧を図るとともに被災を免れた観光資源を活用し、豊かな地域資源が総合的に結びついた魅力ある観光地として復興・再生するため、基本的な方向を定めて取り組めます。

推進にあたっては、国や県の事業を活用するなど効果的に実施できるよう努めます。

(1) 津波により、観光施設等が壊滅的な被害を受けていることから、ユニバーサルデザインの概念に基づき、これら施設等の復旧に向け取り組めます。

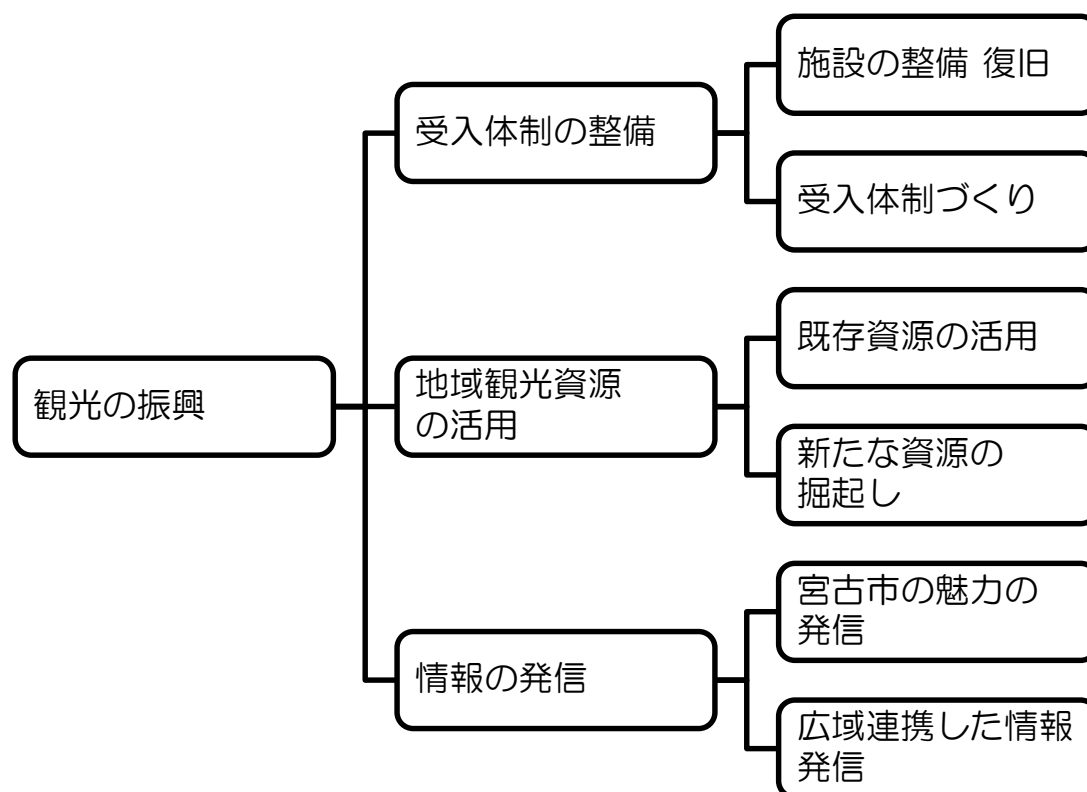
また、震災に伴い、観光客の受入体制がぜい弱化していることから、観光関係者との連携を強化し、官民一体となって受入体制の整備に取り組めます。

(2) これまで取り組んできた地域観光資源の活用に加え、森、川、海の豊かな自然とその恵みを活かした複合型体験観光プログラムの開発と地域に根ざした文化を掘り起こし、新たな観光資源の創出に取り組めます。

(3) 誘客を図るため、震災の影響による風評被害を最小限にとどめ、パンフレットやガイドブック等による提供のほか、観光客の情報取得の動向を踏まえ、ホームページ等の充実により、国内外への正確な情報発信に取り組めます。



## 2. 施策の体系



## 3. 施策の概要

### (1) 受入体制の整備

#### ①施設の整備復旧

- 浄土ヶ浜をはじめとする主要な観光資源や遊歩道、関連施設について、国や県の支援を得ながら早期復旧に取り組みます。
- 東日本大震災に係る漂着物の撤去などを進め、漁港の整備が終了した後、海水浴場の早期再開を図ります。
- 観光施設等における避難路や避難誘導表示の再整備など、緊急時における避難対策を施し、観光客受入に向けた安全対策に取り組みます。
- 国道 106 号沿線の既存施設の活用と新たな施設の整備や観光資源の掘り起こしに取り組み、観光客の移動における負担軽減と観光ポイントの提供を図ります。
- 田老地区の整備を進めるとともに、新里・川井地区など他の観光エリアについて検証を行い、利用者の利便性と安全性の向上に配慮した施設整備と管理を行います。
- 観光施設等において、観光客が快適な時間を過ごせるように、引き続きユニバーサルデザインの概念に基づいた施設の整備と管理を進めます。

- インバウンド対策として、公衆無線WIFIの整備を進めます。また、看板、パンフレット等の多言語対応に努めます。海外の旅行エージェントに対してもPR活動を行います。

- 自然公園の美化清掃と関連施設の適切な管理を行います。

## ②受入体制づくり

- 観光文化交流協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携を強化し、観光客の宿泊や二次交通の確保など受入体制を再構築します。

- 観光ボランティアの育成を図るとともに、「もてなし観光文化検定」を実施し、市民のもてなし意識の向上を図り、観光客の再訪につながる体制づくりに取り組みます。

## (2) 地域観光資源の活用

### ①既存資源の活用

- 観光関係団体等と連携し、鮭まつりなど地域の観光資源を活用した各種イベントを実施し、観光客の誘客に取り組みます。特に「食のイベント」に関連させた旅行商品づくりを進めます。

- 街なか観光について、中心商店街の復興を踏まえながら連携した取り組みを進めます。

- 宮古、田老、新里、川井の各地区が連携する観光の構築に取り組みます。

### ②新たな観光資源の掘起し

- 既存の観光資源の検証・整理を行うとともに、体験型観光実践者をはじめ観光、宿泊、交通事業者等と連携し、森、川、海の豊かな自然とその恵みを活かした複合型体験観光プログラムの開発と、本市の歴史、伝統、文化等を見つめ直し、新たな観光資源の掘り起こしを行います。

- 関係団体と連携し、震災による被災体験についての防災学習等を目的とした誘客に取り組みます。

- 三陸復興国立公園や、三陸ジオパークの取り組み、環境省事業（みちのく潮風トレイル等）と連携した観光資源の創出を図ります。

## (3) 観光情報の発信

### ①宮古市の魅力の発信

- ポスター、パンフレットなどの作成や、観光協会など関係団体と連携し、復興過程における正確な情報を発信します。また、自ら発信するものに限らず、宮古市に関する情報が正しく伝わるよう確認に努めます。

- 地元鉄道の魅力と地域観光情報を組み合わせた旅行商品を提案していくとともに、東北新幹線で首都圏から北海道に向かう観光客に対しての誘客促進及び、北海道か

らの新たな誘客促進を図るため、平成 30 年度開設予定のカーフェリー航路も含めた旅行ルートのパ R に取り組みます。

②広域連携した情報発信

- 釜石市橋野鉄鉱山、平泉文化遺産の世界遺産登録など岩手県への注目が高まっていることから、これらの取り組みと連動した情報発信を行うとともに、誘客促進を図ります。
- 三陸復興国立公園協会や三陸ジオパーク推進協議会、盛岡・八幡平広域観光推進協議会など広域的な観光関係団体と連携し、大都市圏でのパ R 活動と旅行代理店等への情報発信を行うとともに、誘客促進を図ります。

#### 4. コアプロジェクトの概要

施策の推進にあたっては、個別施策に対応したプロジェクト(事業)を次のように定めます。

##### (1) 受入体制の整備

個別施策	プロジェクト(事業)	概要
浄土ヶ浜をはじめとする 主要な観光資源や遊歩 道、関連施設の整備	三陸復興国立公園浄土ヶ浜集 団施設地区再整備事業	浄土ヶ浜遊歩道の再整備
	浄土ヶ浜地区環境整備事業	園地内道路の危険箇所の整備
	自然公園施設緊急整備事業 (県事業)	自然公園内の被災施設の再整 備
	月山山頂等整備事業	月山展望台、市道御殿山線の 改修
	観光施設等整備事業	震災により被災した観光トイ シ等の再整備等
海水浴場の早期再開	海水浴場整備事業	女遊戸、真崎地区の海水浴場 の再生整備
	観光客誘客促進事業	海水浴場開設にあたり、安全 確認のため、放射線量の測定 を実施
観光施設等における避難 路や避難誘導表示の再整 備	三陸復興国立公園浄土ヶ浜集 団施設地区再整備事業	浄土ヶ浜園地内の標識の再整 備
	観光施設等整備事業	その他観光施設整備の際に避 難表示を整備
	海水浴場整備事業	海水浴場への避難表示の設置
国道 106 号沿線の既存 施設の活用と新たな施設 の整備や観光資源の掘り 起こし	宮古街道景観形成及びエコツ ーリズム促進事業	106号沿線での立ち寄り先の 整備
田老地区の整備と、新里・ 川井地区の観光エリアに ついての検証、利用者の 利便性と安全性の向上に 配慮した施設整備と管理	真崎園地整備事業	小港海水浴場整備事業
	道の駅たろう整備事業	道の駅たろうの移転整備事業
	津波遺構(たろう観光ホテル) 保存整備事業	津波遺構であるたろう観光ホ テルの保存及び活用
	宮古街道景観形成及びエコツ ーリズム促進事業	新里、川井地区の観光資源の 再整理

観光施設等のユニバーサルデザインの概念に基づいた施設の整備と管理	全事業において実施	施設の修繕、改修等の都度、ユニバーサルデザインについて検討
インバウンド対策	公衆無線 WiFi 整備事業、看板等多言語化対応	観光施設、道の駅等にインバウンド対策として公衆無線 Wi-Fi 環境を整備
自然公園の美化清掃と関連施設の適切な管理	自然公園等管理事業	自然公園の保護と関連施設の維持管理、美化清掃に携わる団体への支援
観光文化交流協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携強化	観光関係団体連携促進事業	宿泊施設等観光関係団体が集まり、情報の共有を図ると共に、観光誘客施策について協議
観光ボランティアの育成と市民のもてなし意識の向上	宮古もてなしプラン事業	もてなし観光・文化検定、もてなし研修会の実施、啓発カレンダーの作成等

## (2) 地域観光資源の活用

個別施策	プロジェクト(事業)	概要
地域の観光資源を活用した各種イベントの早期の再生	観光イベント開催支援事業、観光客誘客促進事業	各種観光イベントへの開催費補助 「食に関するイベント」に関連した旅行商品づくりの推進
街なか観光の推進	街なか観光促進事業	まちあるきイベント等の実施及び商店街主催イベントへの事業費補助
宮古、田老、新里、川井の各地区が連携する観光の構築	体験型観光推進事業	森・川・海体験交流事業実行委員会での検討

既存の観光資源の検証・整理と、森、川、海の豊かな自然とその恵みを活かした複合型体験観光プログラムの開発、新たな観光資源の掘り起こし、防災学習等を目的とした誘客	体験型観光推進事業、観光客誘客促進事業	事業の主体となる森・川・海体験交流事業実行委員会への事業費補助
	防災学習教育旅行等誘致促進事業	「学ぶ防災」事業への支援
三陸復興国立公園や、三陸ジオパーク、環境省事業との連携	三陸復興国立公園協会事業、観光宣伝事業	三陸復興国立公園協会、三陸ジオパーク推進協議会への事業費補助

### (3) 観光情報の発信

個別施策	プロジェクト(事業)	概要
正確な情報発信	観光客誘客促進事業	観光パンフレット等の作成
	観光宣伝事業	首都圏等への観光PRを実施 北海道等への観光PRを実施
地元鉄道の魅力と地域観光情報を組み合わせた旅行商品の提案	みやこ夢レール創造事業、観光宣伝事業	実施主体のみやこ夢レール創造事業実行委員会への事業費補助
世界遺産など内陸部と連携した情報発信	観光宣伝事業	盛岡市、平泉町などでの観光PRを実施
広域的な観光関係団体と連携した情報発信	三陸復興国立公園協会事業、盛岡・八幡平広域観光推進事業、観光宣伝事業	三陸復興国立公園協会、盛岡・八幡平広域観光推進協議会、三陸ジオパーク推進協議会等を通じた観光PRを実施

## 5. 計画推進のスケジュール等

宮古市観光振興ビジョンの推進のために、市総合計画の実施計画との整合性を図りながら、施策の目標とスケジュールを定めて進めていきます。

### (1) 施策の目標

観光客の利便性などの向上を図ることにより、受入れ施設の利用者の増加や、各種イベントなどの来場者数の増加を目指します。

施策の目標	参考値 (H21)	現状値 (H25)	目標値 (H31)
観光来訪者数	170万人	111万人	131万人
観光施設利用者数	101万人	111万人	122万人
イベント来場者数	69,500人	40,570人	70,476人
観光協会ホームページアクセス数	73,200件	150,571件	201,780件

#### 目標値の考え方

##### ●観光来訪者数

- ・観光来訪者数の増加を目指すもの。
- ・観光来訪者数は平成25年度・111万人、平成26年度・125万人であった。平成27年度以降、年1%の増加を目指す。

##### ●観光施設利用者数

- ・観光施設利用者の増加を目指すもの。(10%増)
- ・対象観光施設：総合観光案内所、浄土ヶ浜レストハウス、道の駅(なあと・たろう・やまびこ館・区界高原)、リバーパークにいさと、浄土ヶ浜海水浴場

##### ●イベント来場者数

- ・各イベントの来場者数の増加を目指すもの。
- ・宮古市観光実施計画では、宮古市東日本大震災復興計画の再生期に震災前の平成22年度の実績値(68,424人)まで取り戻すことを計画しており、以後は、年1%の増加を目指す。
- ・対象イベント：鮭まつり、毛ガニまつり、やまびこフェスタ、秋刀魚づくし、新里まつり、鮭・あわびまつり

##### ●ホームページアクセス数

- ・宮古観光文化交流協会ホームページへの閲覧数の増加を目指すもの(毎年5%増)。

## (2) スケジュール

各プロジェクト（事業）は、次のスケジュールにより取り組みます。

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
三陸復興国立公園浄土ヶ浜集団施設地区再整備事業	■	■	■	■
自然公園施設緊急整備事業（県事業）	■	■	■	■
月山山頂等整備事業	■	■	■	■
観光施設等整備事業	■	■	■	■
海水浴場整備事業	■	■	■	■
観光客誘客促進事業	■	■	■	■
宮古街道景観形成及びエコツーリズム促進事業	■	■	■	■
観光関係団体連携促進事業	■	■	■	■
宮古もてなしプラン事業	■	■	■	■
自然公園等管理事業	■	■	■	■
観光イベント開催支援事業	■	■	■	■
体験型観光推進事業	■	■	■	■
防災学習教育旅行等誘致促進事業	■	■	■	■
観光宣伝事業	■	■	■	■
街なか観光促進事業	■	■	■	■
三陸復興国立公園協会事業	■	■	■	■
盛岡・八幡平広域観光推進事業	■	■	■	■
みやこ夢レール創造事業	■	■	■	■

## 6. 計画推進のための関係団体との協働

計画を推進していくためには、関係する各種団体等と連携した活動が不可欠です。

「みやこ夢レール創造事業実行委員会」や「三陸復興国立公園宮古集団施設地区運営協議会」など地域の観光関係者や、「三陸復興国立公園協会」、「三陸ジオパーク推進協議会」、「盛岡・八幡平広域観光推進協議会」などの広域での取り組みと連携して事業の推進にあたります。



# 資料編

## ■ 宮古市観光審議会について

### 1 宮古市観光審議会開催状況

	期 日	場 所
第1回	平成27年 8月18日	シートピアなあと2階研修室
第2回	平成27年 9月30日	宮古市役所分庁舎3階大会議室
第3回	平成27年11月13日	シートピアなあと2階体験学習室

### 2 宮古市観光審議会委員名簿

職名	氏 名	所属等
会長	澤田 克司	(一社)宮古観光文化交流協会 会長
副会長	岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 教授
委員	櫻庭 佑輔	環境省東北地方環境事務所宮古自然保護官事務所 自然保護官
委員	栗澤 孝信	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 地域振興課長兼復興推進課長
委員	宮本 淳一郎	宮古商工会議所 中小企業相談所長
委員	近江 勇	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合宮古支部 専務理事
委員	平藤 一氏幸	東日本旅客鉄道株式会社宮古駅 駅長
委員	成ヶ澤 亨	三陸鉄道株式会社 事業本部長付マネージャー
委員	岩船 俊雄	協同組合宮古市魚菜市场 理事
委員	今橋 克寿	
委員	小野寺 美賀子	
委員	小林 一二三	
委員	盛岩 幸恵	宮古地域自治区
委員	牧野 陽彦	田老地域自治区
委員	東館 ツカ子	新里地域自治区
委員	泉 正一	川井地域自治区
委員	大越 亮一	(一社)陸中宮古青年会議所 総務広報委員会委員長
委員	齋藤 信夫	宮古もてなし隊 副隊長
委員	近江 智春	昭和通りのおかみさんもてなしたい
委員	水木 高志	さんりくESD閉伊川大学校 事務局長

### 3 宮古市観光審議会に関する条例

平成17年6月6日

条例第157号

改正 平成19年6月19日条例第17号

平成21年12月16日条例第30号

(設置)

第1条 宮古市の観光に関し必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として宮古市観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、おおむね次の事項について調査及び審議を行う。

- (1) 観光開発基本計画に関すること。
- (2) 観光資源の保護に関すること。
- (3) 観光資源の開発及び整備に関すること。
- (4) 観光資源の利用に関すること。
- (5) その他観光に関し市長が諮問したこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) その他必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業振興部において処理する。

(平19条例17・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年6月6日から施行する。

(平21条例30・旧附則・一部改正)

2 平成21年12月31日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村観光開発審議会条例(昭和46年川井村条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平21条例30・追加)

3 平成22年1月1日から平成23年3月23日までの間、第3条第1項の規定中「委員20人以内」とあるのは、「委員21人以内」とする。

(平21条例30・追加)

附 則(平成19年6月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。